

税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
- この問題に対応するため、OECD 租税委員会（議長：浅川・財務省総括審議官）は、昨年より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に関するプロジェクトを立ち上げ、本年7月19日に「BEPS 行動計画」を公表。BEPS 行動計画は、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（7月19～20日、モスクワ）に提出され、日本をはじめとする G20 諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施に関し、OECD 非加盟の G20 メンバー 8 か国（※）が OECD 加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD／G20 BEPS プロジェクト」を設けることとしている。

（※）中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- 各国が、二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動の行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECD は、行動計画の各項目について、今後 1～2 年半の間に、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとしている。

税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画の公表についての大臣談話

- 本日、OECD 租税委員会がとりまとめた「税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）行動計画」が公表され、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された。「BEPS 行動計画」は、国際課税に関する国際的な協力の歴史において転機となる画期的な成果であり、日本はこれを強く支持する。
- グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している状況を是正し、実際に経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とすることが必要である。納税者の税制に対する信頼を確保する上でも、各国が協調してそれぞれの税制の調和を図ることが不可欠である。
- 日本は、現在、OECD 租税委員会の議長（浅川財務省総括審議官）を出しており、これまで OECD などの場を通じて、国際課税の議論を先導してきた。私も G8 や G20 などの場で議論に積極的に関与してきており、今後とも、自分がイニシアティブをとって、議論を加速させていきたい。

G 8 首脳サミット 安倍総理大臣発言（税部分）に関する事後記者ブリーフ

（2013 年 6 月 17-18 日 於：ロックアーン）

- 税金の話というのは専門的になりがちだが、実は政治そのものである。特に国民は税制が公平かどうかということに注目している。税制が多国籍企業に対して公平かどうか、多国籍企業が払うべきところで税金を支払っているのかという点が問題である。企業は地域のインフラや安全を享受していることから、払うべきところで税金を払うことが重要である。
- この問題に各国が真剣に取り組み、ルールを作ることが、公平な税制や公平な社会の建設に役立つ。時代の変化に税制が追いついていない中で、多くの企業がこれを利用していることが問題である。このため、各国による、税源獲得を目指した税負担の軽減競争を避け、OECD 租税委員会の税源浸食と利益移転に関する活動等において、協調して各国の税制の調和を図ることが不可欠であり、G8 諸国が最大限協力していくべきである。
- また、税金の自動的情報交換については、日本は、これを積極的に実施してきている。今後、OECD で国際基準が策定されることを期待する。

G8 首脳サミット コミュニケ 税部分（仮訳）
(2013 年 6 月 17-18 日 於：ロックアーン)

24. 我々は、多国籍企業による税源浸食・利益移転（BEPS）に対処するための OECD の取組を歓迎し、本年 7 月に開催される G20 の財務大臣・中央銀行総裁会議に向けて OECD が野心的で包括的な行動計画を策定することの重要性を強調する。我々は、OECD の勧告に期待しており、必要な個別及び協調的な行動をとることにコミットする。我々は、税源浸食・利益移転に取り組むため、また、あらゆる多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにするため、共に取り組むことに合意する。現在進行中の OECD の取組は、途上国を含むすべての利害関係者との継続的な関与を伴う。

20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 税部分（仮訳）
（2013年7月19-20日 於：モスクワ）

18. すべての納税者が応分の税を支払うことを確保することは、財政の持続可能性、経済成長の促進及び開発の資金を調達するための途上国の能力構築の必要性という文脈において、優先度が高い。租税回避、有害な慣行及び濫用的なタックス・プランニングに対して取り組む必要がある。また、電子経済の広がり、国際課税への課題を提起している。我々は、適当な場合に計画を充実させるメカニズムとともに、G20 の要請を受けて OECD が提出した、税源浸食・利益移転（BEPS）に対処することを目的とした野心的で包括的な行動計画を全面的に支持する。我々は、OECD/G20 BEPS プロジェクトの設立を歓迎し、全ての関心のある国が参加することを奨励する。我々は、行動計画で特定された 15 の課題に対処するための提案及び勧告の進展状況についての定期的な報告を期待するとともに、国家主権の枠組みを考慮しつつ、必要な個別及び協調的な行動をとることにコミットする。足の速い所得への効果的な課税は主要な課題の一つである。利益を生み出す機能が果たされ、価値が創出される場所で利益が課税されるべきである。BEPS を極小化するために、我々は、メンバー国に対し、我々自身の国内法がどのように BEPS に寄与しているかを調査するとともに、多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにすることを要請する。

OECD 租税委員会 BEPS 行動計画（概要）

行動1 電子商取引課税

電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成（2014年9月）。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認

ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人か組合か）が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する（2014年9月）。

行動3 外国子会社合算税制の強化

外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する（2015年9月）。

行動4 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限

支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する（2015年9月）。また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する（2015年12月）。

行動5 有害税制への対抗

OECD の定義する「有害税制」について

- ① 現在の枠組みを十分に活かして（透明性や実質的活動等に焦点）、加盟国の優遇税制を審査する（2014年9月）。
- ② 現在の枠組みに基づき OECD 非加盟国を関与させる（2015年9月）。
- ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討（2015年12月）。

行動6 租税条約濫用の防止

条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する（2014年9月）。

行動7 恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止

人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設（PE：Permanent Establishment）の定義を変更する（2015年9月）。

行動 8 移転価格税制 (①無形資産)

親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する (2014 年 9 月)。また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する (2015 年 9 月)。

行動 9 移転価格税制 (②リスクと資本)

親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分による BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する (2015 年 9 月)。

行動 10 移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)

非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する (2015 年 9 月)。

行動 11 BEPS の規模や経済的効果の指標を政府から OECD に集約し、分析する方法を策定する (2015 年 9 月)

行動 12 タックス・プランニングの報告義務

タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する (2015 年 9 月)。

行動 13 移転価格関連の文書化の再検討

移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる (2014 年 9 月)。

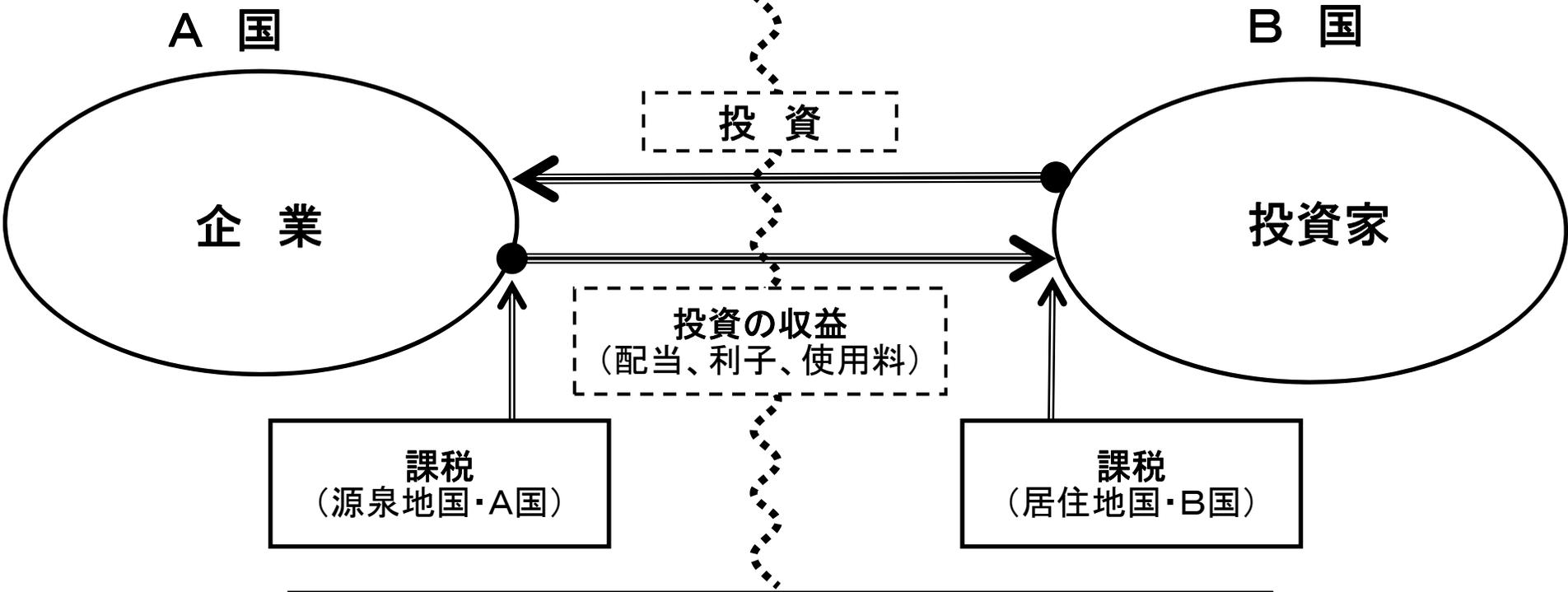
行動 14 相互協議の効果的実施

国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する (2015 年 9 月)。

行動 15 多国間協定の開発

BEPS 対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する (2014 年 9 月)。その後、多国間協定案を開発する (2015 年 12 月)。

租税条約による課税権の調整（投資所得）



租税条約により二重課税を排除・抑制

租税条約による課税権の調整（事業所得）

A国（本店のある国）
本店と支店の両方に課税



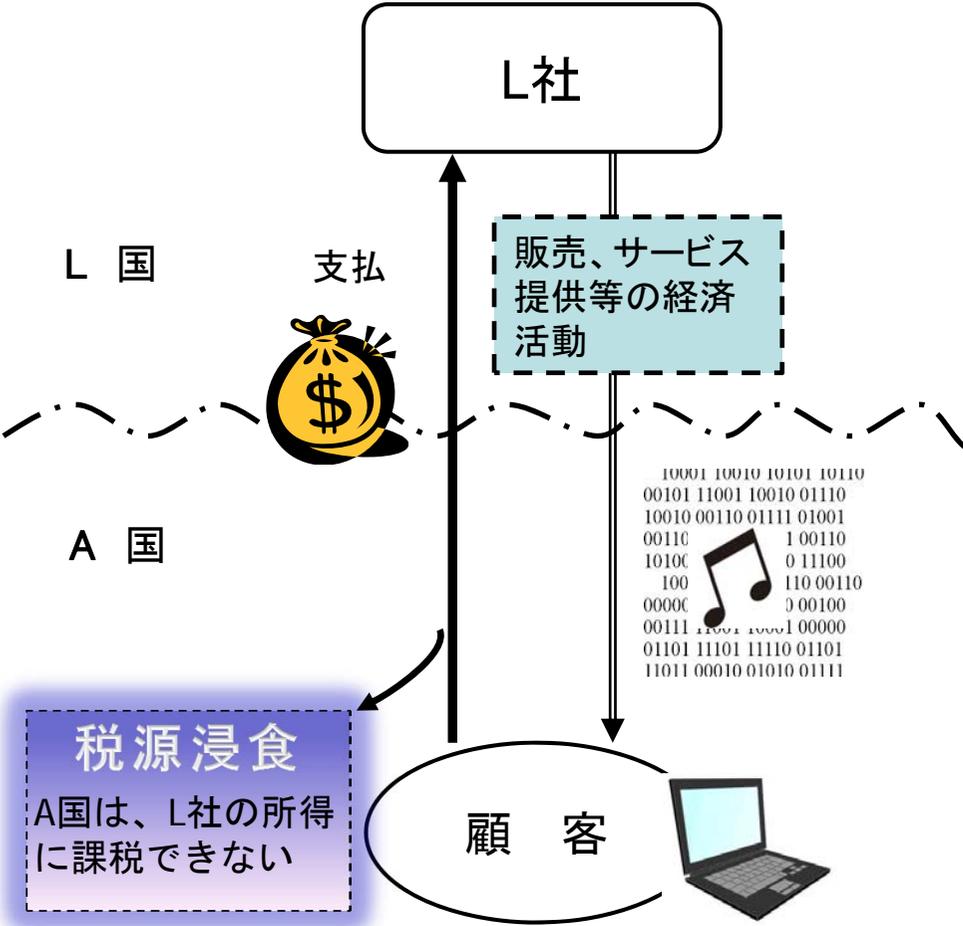
B国（支店のある国）
支店のみ課税

二重課税



国内に支店等の恒久的施設（PE: Permanent Establishment）がある場合にのみ、その支店の事業所得に課税することができる。

行動1 電子商取引への課税のあり方を検討

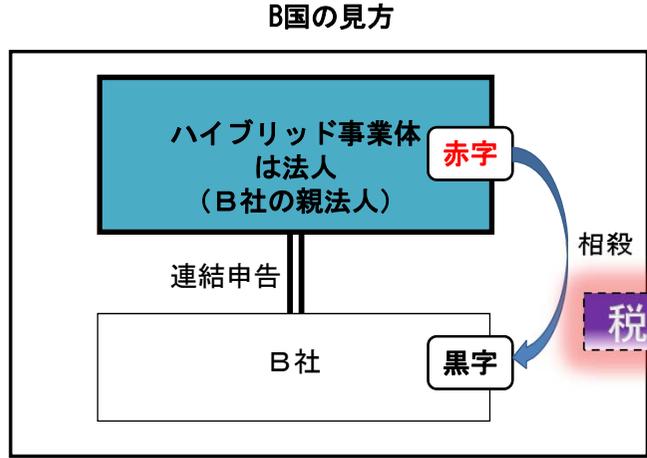
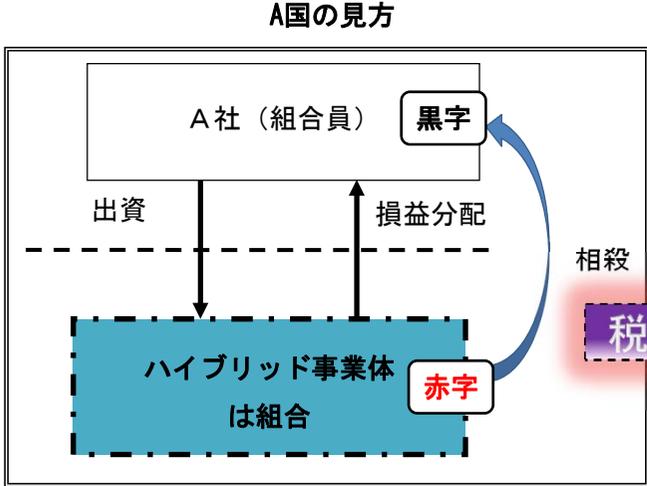
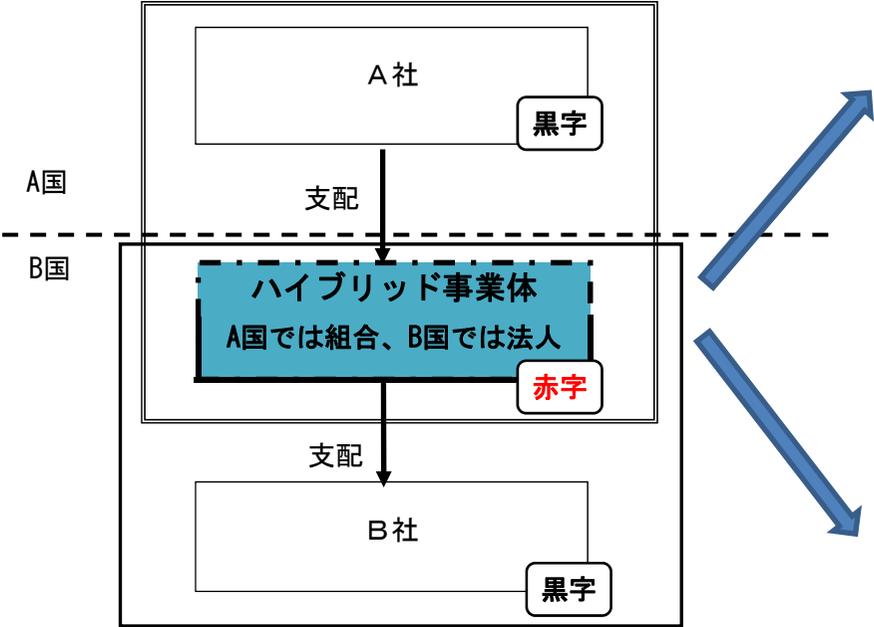


行動1 電子商取引課税のあり方を検討

電子商取引により、支店等の恒久的施設 (PE : Permanent Establishment) がなくとも十分に販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引課税のあり方を検討する。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチを利用した租税回避の防止

ハイブリッド事業体(A国では組合、B国では法人)の赤字によって、A、B両国の法人の黒字を二重に圧縮することができる。



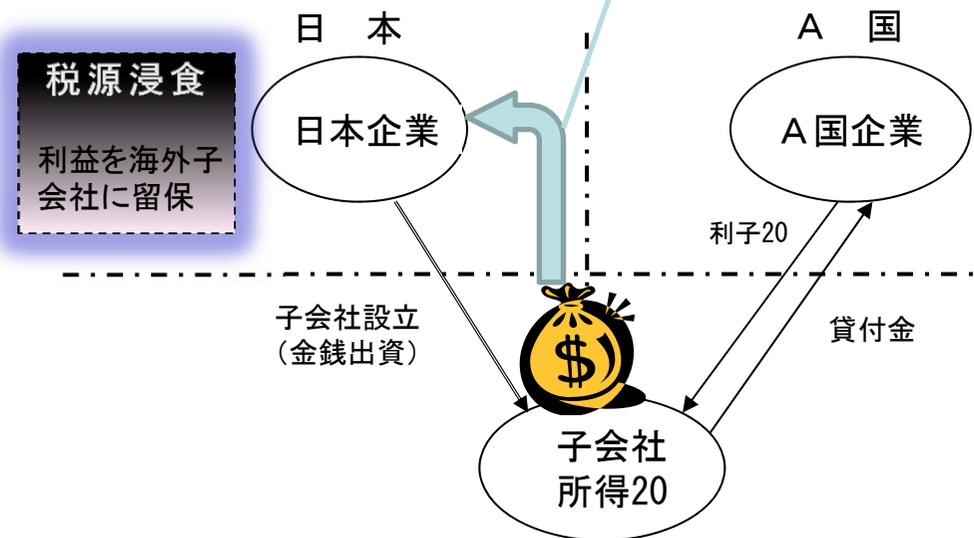
行動2 ハイブリッド事業体を使った租税回避の効果を否認するための租税条約・国内法上のモデル規定を策定

行動3 外国子会社合算税制の普及

外国子会社合算税制(CFC(Controlled Foreign Companies)税制)

- 税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことで、税負担を不当に軽減・回避する租税回避行為が行われている。
- 外国子会社合算税制は、一定の税負担の水準以下の国・地域にある子会社等の所得を、内国法人等の所得とみなして合算して課税する(但し、実態を伴って活動をしている子会社等には課税されない)税制。

外国子会社合算税制で子会社の所得を親会社の所得に合算



行動3 外国子会社合算税制の普及

各国のCFC税制が異なると、租税負担を避けるため、CFC税制が厳しい国(A国)からCFC税制が緩い国(B国)に事業が流出するおそれ。

→ B国がA国並みのCFC税制を導入する必要。

A国
(CFC税制が厳しい)

C国(軽課税国)

C社の所得は(A社の所得に合算して)A国で課税される

B国
(CFC税制が緩い)

税源浸食
(事業流出)

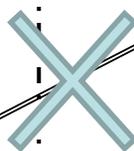
A社

課税

所得



C社



課税しない

B社

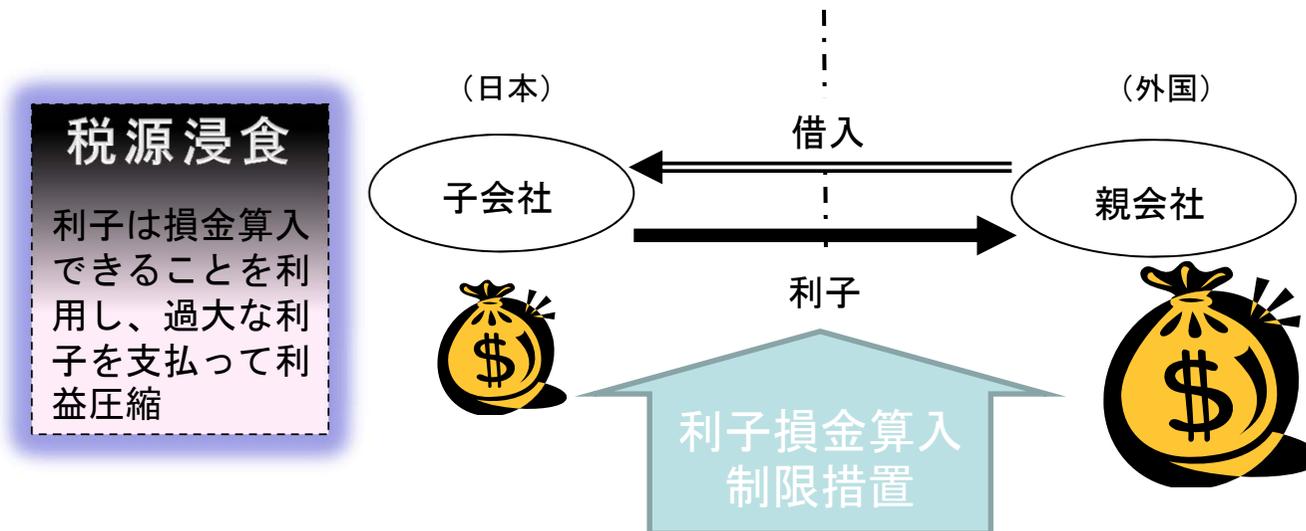
C社の所得はB国で課税されない。

行動3 実効性のある外国子会社合算税制について勧告を策定し、各国がこれを導入する。

行動4 利子損金算入制限措置の普及

利子損金算入制限措置

支払利子を損金に算入できることを利用して、外国の関連会社に過大な利子を支払うことにより、企業の所得を圧縮する租税回避を防止するための措置。

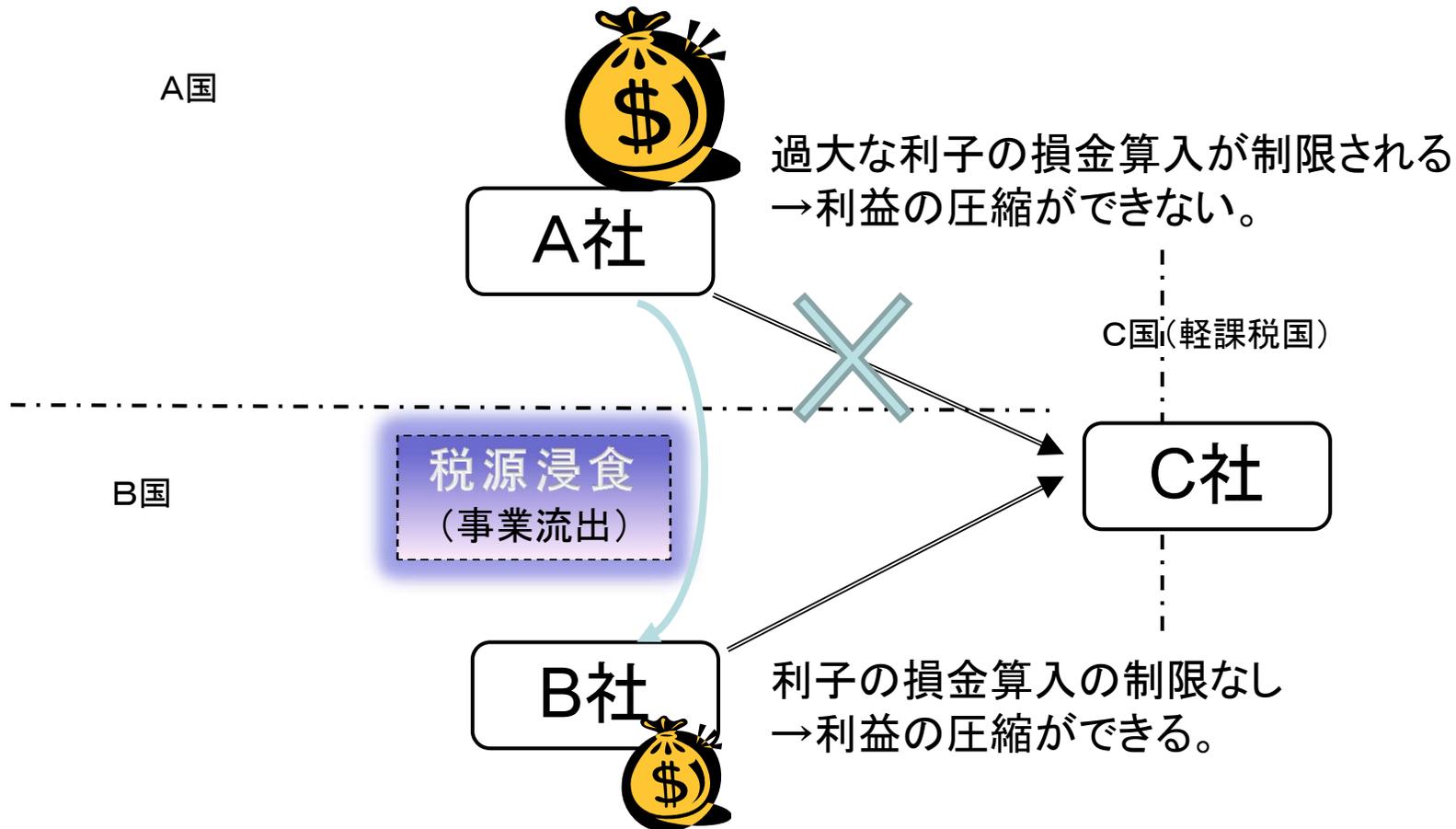


(例)

日本の過大支払利子税制: 関連者純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合(50%)を超える部分の金額につき損金の額に算入しない

行動4 利子損金算入制限措置の普及

各国の利子損金算入制限措置が異なると、租税負担を避けるために、同措置が厳しい国（A国）から緩い国（B国）に事業が流出するおそれ。
→ B国がA国並みの利子損金算入制限措置を導入する必要。



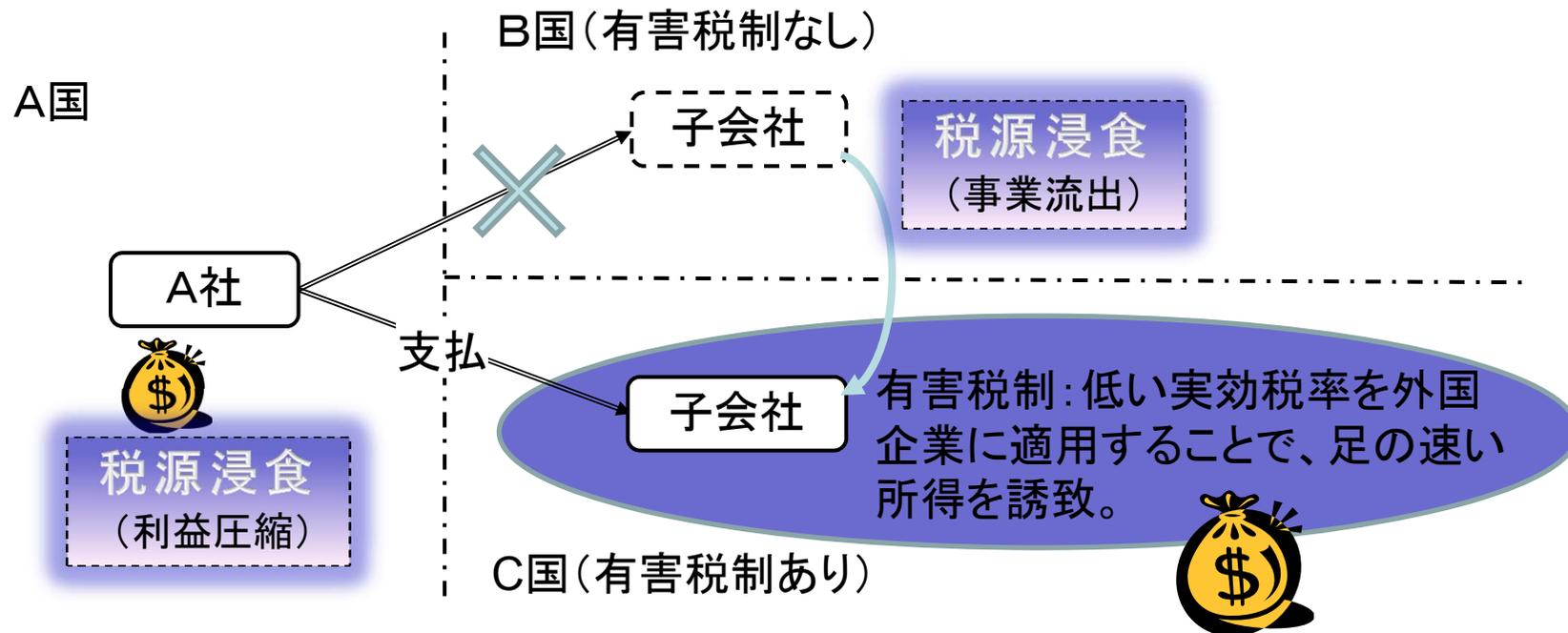
行動4 実効性のある利子損金算入制限措置について勧告を策定し、各国がこれを導入する。

行動5 有害税制への対抗の強化

OECDにより定義された「有害税制（harmful preferential tax regime）」とは、

- ① 金融・サービス等の活動から生じる「足の速い所得（mobile income）」に対して通常より低い実効税率を適用し、
- ② 外国からの誘致企業や外国企業のみを優遇する「囲い込み」を行うこと
- ③ 透明性の欠如
- ④ 実効的な税に関する情報交換の欠如

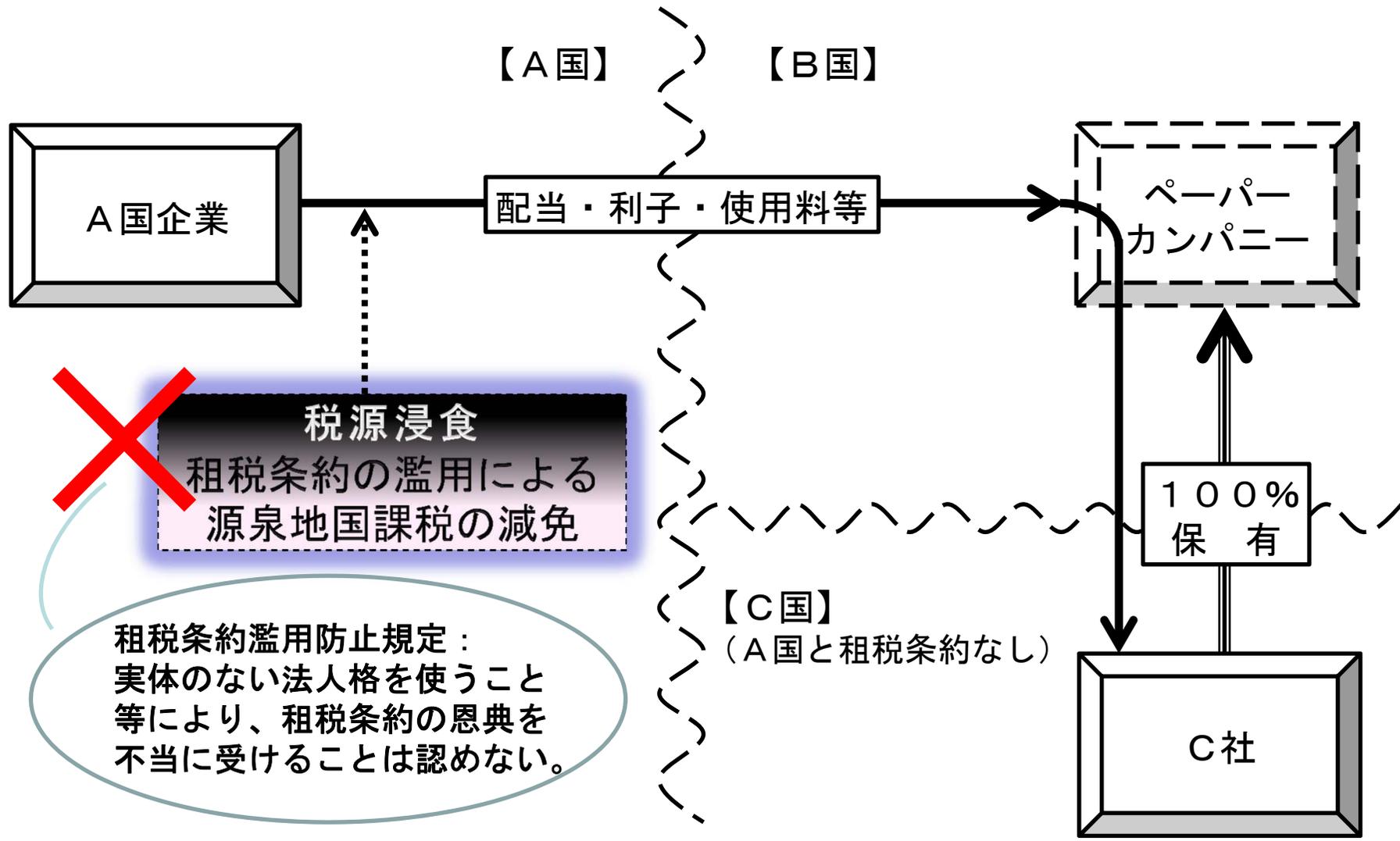
により、外国の課税ベースを奪うなどの効果を持つ優遇税制のこと。



行動5

- ・ 短期：「囲い込み」以外の既存の有害税制の定義（税制の透明性等）も厳格に適用し、優遇税制が租税回避に利用されていないか審査。
- ・ 中期：OECD非加盟国の税制を審査する。
- ・ 長期：審査対象とする有害税制の定義を拡充すべきか検討する。

行動6 租税条約の濫用防止規定の普及

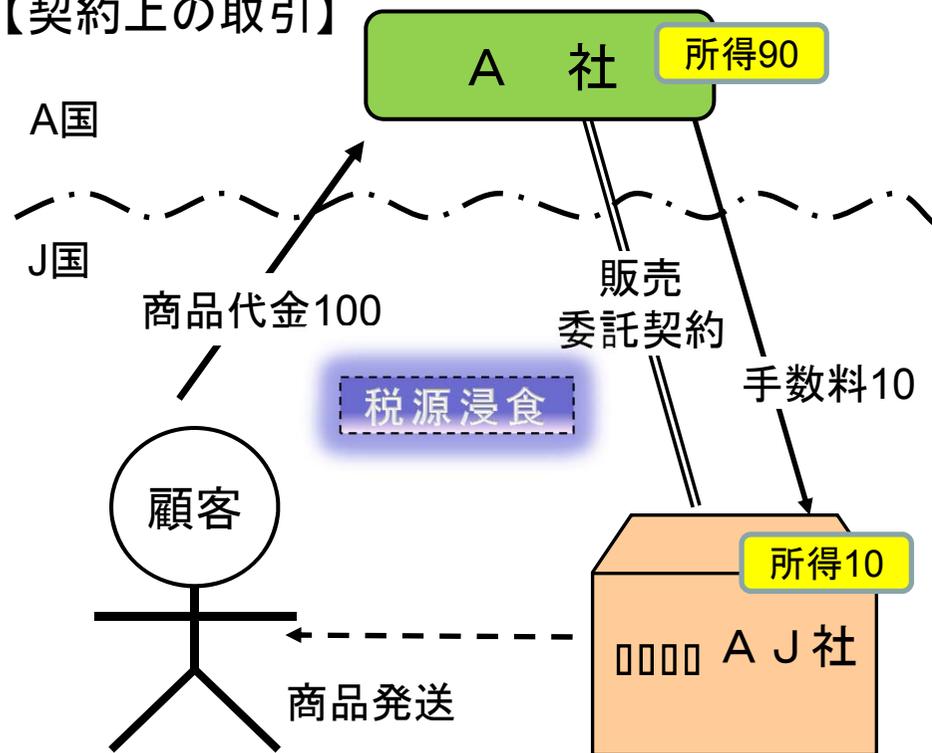


行動6 租税条約の濫用防止規定のモデルと勧告を策定する。

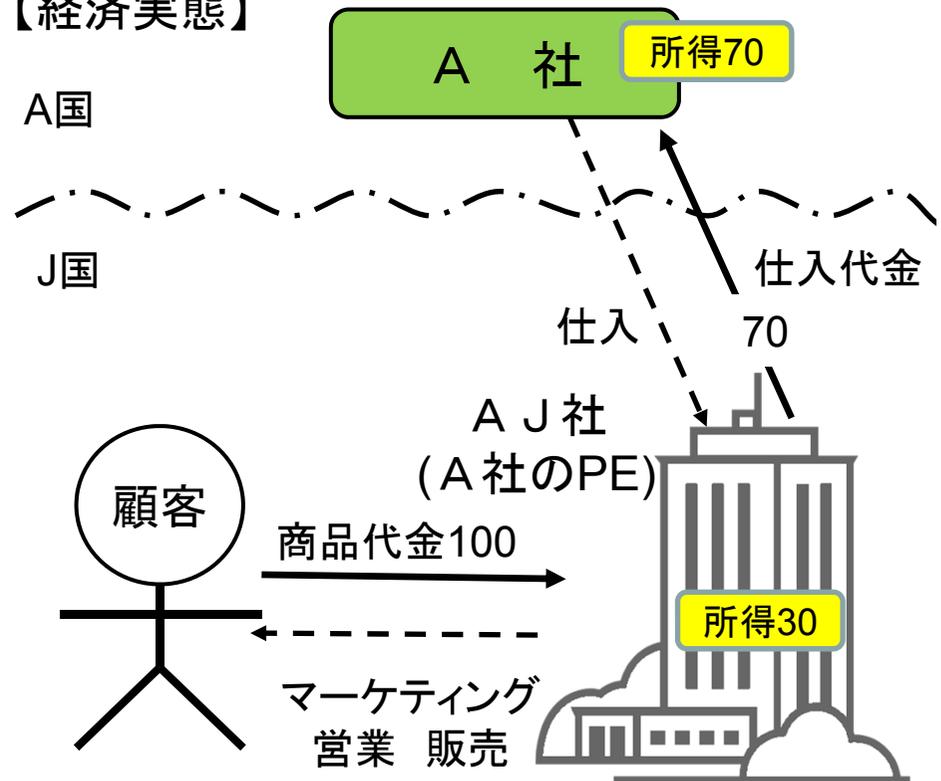
行動7 恒久的施設（PE）の定義の一部見直し

- 親会社と子会社との間の契約上、子会社の機能を実際より小さく見せかけ、所得を減らす租税回避が行われている。
- この場合、経済実態に合わせ、子会社所在地国に親会社の恒久的施設(PE)があると考えられないか。

【契約上の取引】

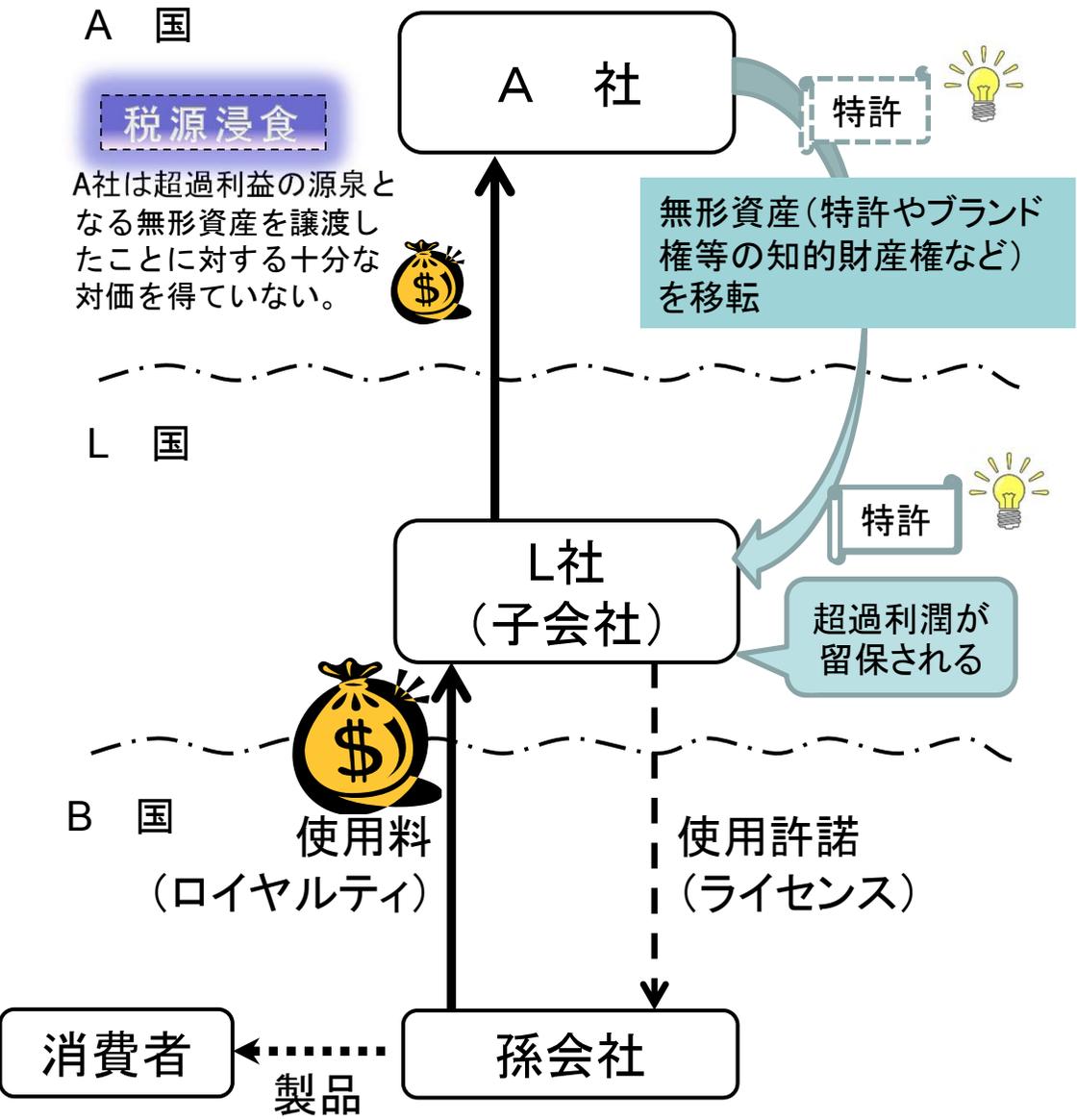


【経済実態】



行動7 経済実態に合った課税ができるよう、恒久的施設（PE）の定義の一部見直しを検討する。

行動 8 無形資産の移転価格ルールの方策

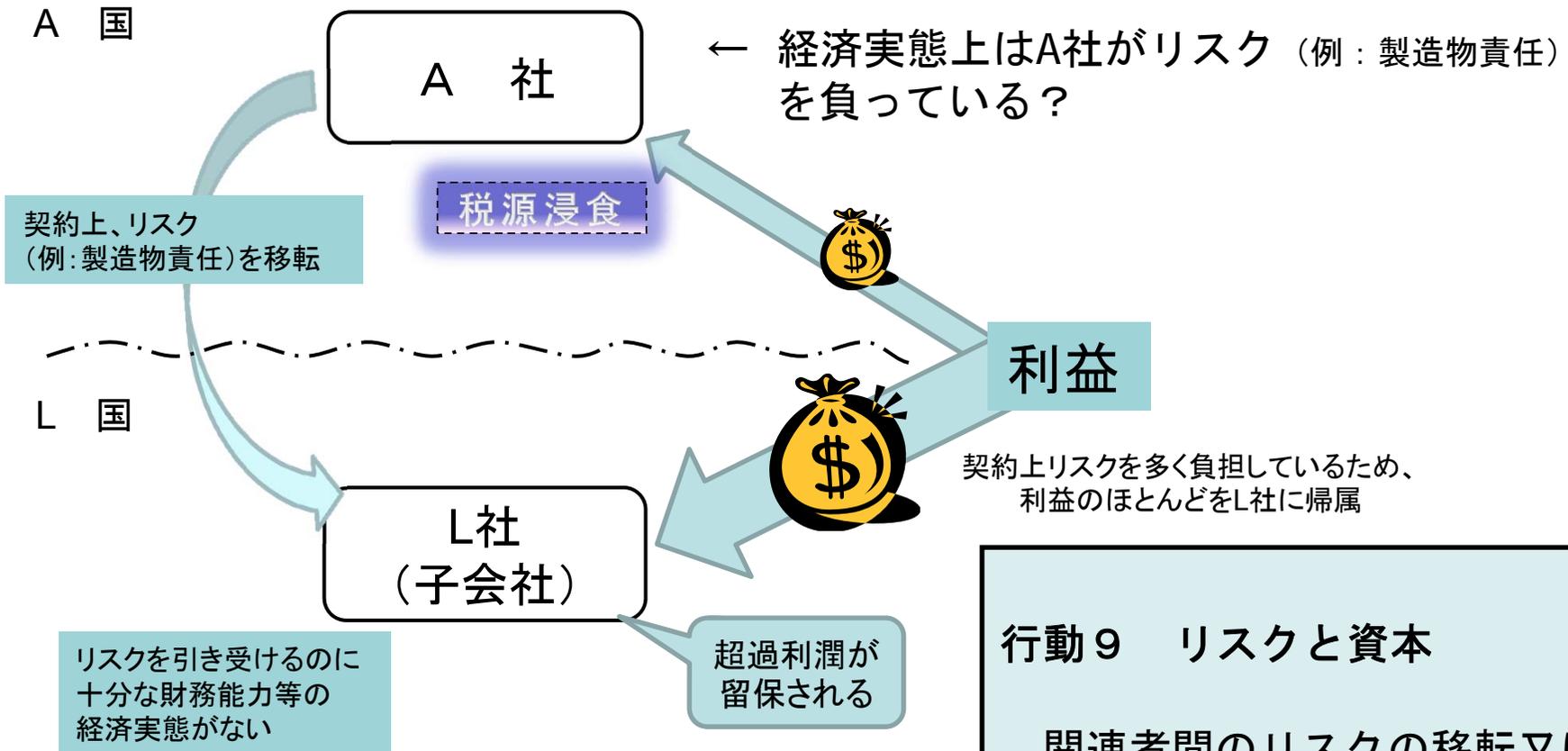


←国際ルールが明確でないため、移転価格税制の適用が困難。

行動 8 無形資産の移転価格ルールの策定

無形資産に関し、定義、移転のタイミングの決定方法、独立企業間価格の算出方法等に関する国際基準を策定する。

行動9 リスクと資本に関する移転価格ルールの方策

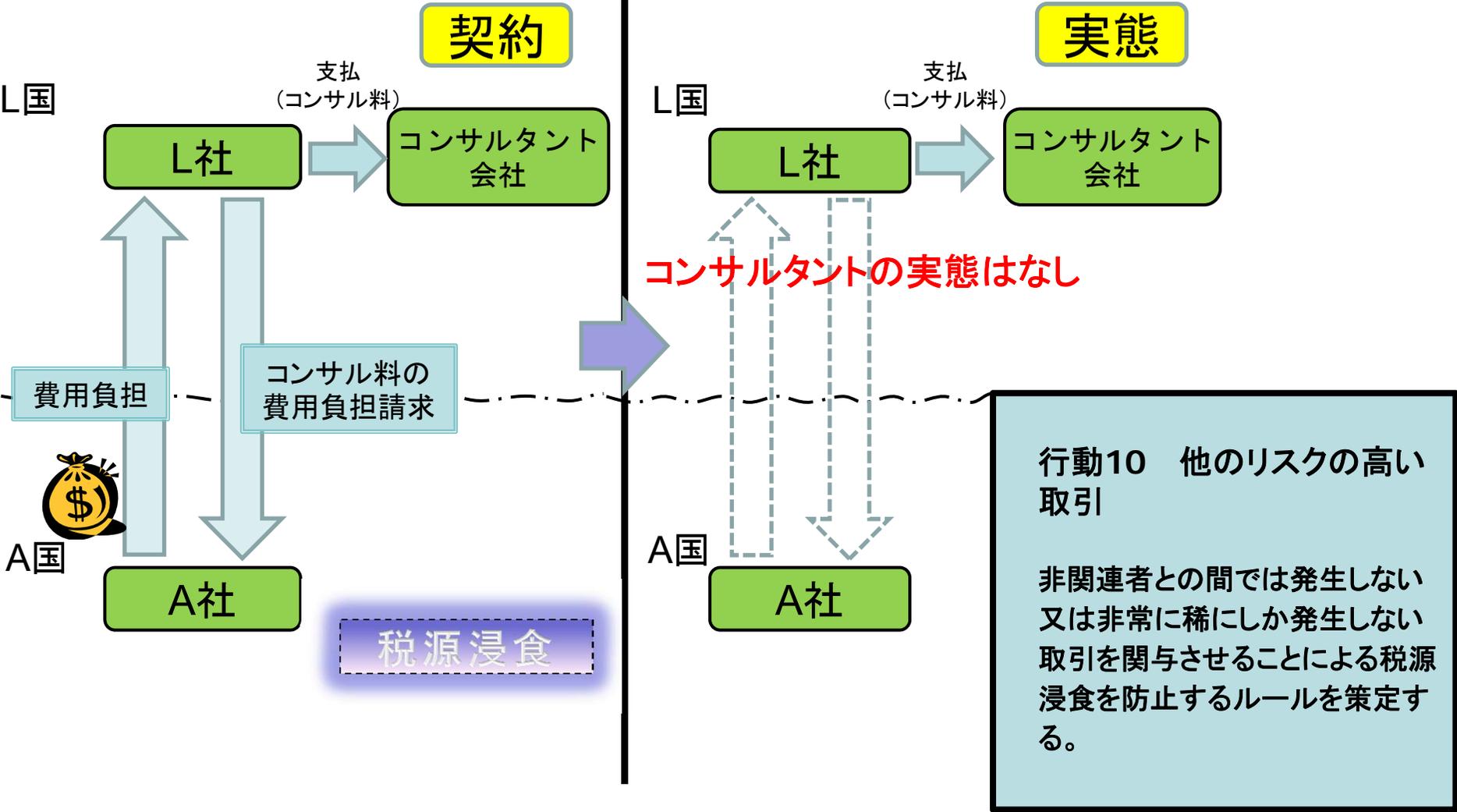


行動9 リスクと資本

関連者間のリスクの移転又は資本の過剰な配分による税源浸食を防止するルールを策定する。

行動10 他のリスクの高い取引に関する移転価格ルールの方策

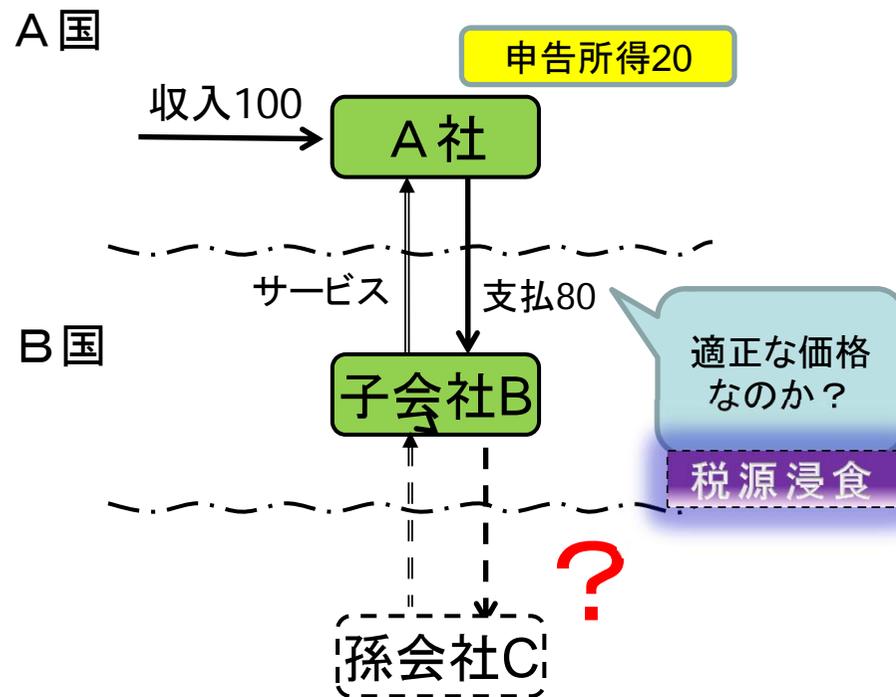
(コンサルタント料の例)



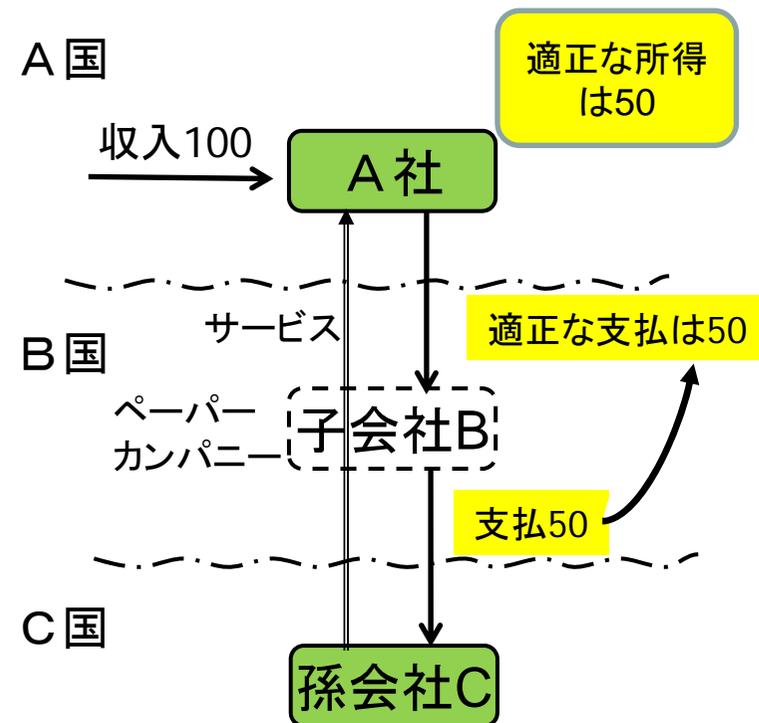
行動13 多国籍企業から税務当局への報告義務の強化

行動13 税務当局が、多国籍企業の取引の全体像が分かるよう、義務的に報告する情報(各国における利益、納税額、経済活動、租税回避スキーム等)について国際的基準を策定する。

現在の報告制度では、A国税務当局は、A社が直接関連する取引しか把握できず、適正な課税ができない。



A国税務当局が、A社グループの取引の全体像を把握すれば、適正な課税が可能。



行動14 相互協議と仲裁制度の充実

行動14 相互協議や仲裁制度を充実させる。

- 税務上の紛争解決の円滑化・実効性の向上が必要。
- 租税条約上の課税問題の解決のために税務当局間の協議(相互協議)を充実させる。
- 仲裁制度の充実により、相互協議が長期化等した場合に円滑に紛争を解決する。

【移転価格課税の場合】 注) 矢印内の番号は、手続の順番を表す。

